# 四、ヒロウン株式会社に対する件

昭和五三年（排）第七号

排除命令

広島市幟町七番二五号
ヒロウン株式会社
右代表者　代表取締役　出野勝人

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　ヒロウン株式会社は、スポーツ用品の小売業者を対象に、昭和五二年一〇月二〇日から同年一二月三一日までを期間とし、「大阪商品センター竣工記念謝恩セール」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、スポーツ用品の小売業者に対して、「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制

限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　ヒロウン株式会社（以下「ヒロウン」という。）は、肩書地に本店を置き、北海道を除く全国各地においてスポーツ用品の製造販売業を営む事業者である。

二　ヒロウンは、中部、北陸、近畿、中国、四国及び九州（沖縄県を除く。）の各地において、同社のスポーツ用品の販売先である小売業者を対象に、「大阪商品センター竣工記念謝恩セール」と称して、昭和五二年一〇月二〇日から同年一二月三一日までを期間とし、期間中に、同社が製造販売する同社の商標「ヒロウン」を付したスポーツ用品（以下「オリジナル品」という。）及び同社が他の製造業者から仕入れて販売するスポーツ用品（以下「メーカー品」という。）を購入した右小売業者に対し、次表に掲げるオリジナル品及びメーカー品の購入額に応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づき、右商品の販売を行っていたところ、当委員会の調査開始後、Aコースのアメリカ・ハワイ旅行招待、Bコースの同旅行優待及びCコースの香港・台北旅行招待を中止することとし、この旨を昭和五二年一二月二七日から同月三〇日にかけて、右小売業者に通知した。

| コース | 購入額 | | | 景品類 |
|---|---|---|---|---|
| | オリジナル品 | メーカー品 | 合計 | |
| A | 一五〇万円以上 | 三五〇万円以上 | 五〇〇万円以上 | アメリカ・ハワイ旅行（五泊七日）に一名招待 |
| B | 一〇〇万円以上 | 二〇〇万円以上 | 三〇〇万円以上 | 自己負担金一五万円で右旅行に一名優待 |
| C | 一〇〇万円以上 | 一五〇万円以上 | 二五〇万円以上 | 香港・台北旅行（四泊五日）に一名招待 |
| D | 一〇〇万円以上 | | | 特製の商品陳列台 |

三　ヒロウンが、小売業者一名に対して提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記企画のアメリカ・ハワイ旅行の一名当たりの経費は、約三三万四〇〇〇円相当、香港・台北旅行の一名当たりの経費は、約一四万二〇〇〇円相当と認められ、したがって、Aコース及びCコースの場合の景品類の価額は、それぞれ、この制限を超えるものである。また、Bコースの場合に、ヒロウンが小売業者に提供する右経費と自己負担金との差額約一八万四〇〇〇円は、景品類に該当するものであり、この景品類の価額は、右制限を超えるものである。

法令の適用

前記事実によれば、ヒロウンの行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年四月一七日

公正取引委員会

委員長　橋口　収
委員　熊田淳一郎
委員　野口一郎
委員　後藤英輔